

令和3年12月24日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院  
及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡改正につきまして、日本医師会より通知がありました。

概要等は下記の通りです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

#### 記

・12月20日改正

○感染症法に基づく入院を行う新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む）について、「ゲノム解析の結果、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した者の濃厚接触者」、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者の濃厚接触者」を追加したこと。

○宿泊療養中の者について、感染症法に基づく調査として、SARS-CoV-2 に対する核酸増幅法等の検査を最終曝露日（陽性者との接触等）から3日目、6日目、10 日目を目安に実施し、いずれの検査でも陰性、かつ最終曝露日（陽性者との接触等）から14 日間経過した場合に宿泊療養を解除できること。（Q&A Q4 より、自宅療養中の者の解除についても同様であること）

・12月21日改正

○L452R 変異株PCR 検査が陰性である検査陽性者の濃厚接触者を感染症法に基づく必要な協力として、宿泊療養とすること。

【参考・日本医師会通知ホームページ（通知文掲載先）】

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

【担当】  
大阪府医師会  
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）